

上海市发展和改革委员会等
关于印发《上海市创新型企业总部
认定和奖励管理办法》的通知
沪发改规范〔2023〕3号

上海市發展改革委員會等：
《上海市イノベーション型企業本部
認定および奨励管理弁法》印刷・公布に関する通知
滬発改規範〔2023〕3号

各区人民政府、有关单位：

各区人民政府・関連単位：

为加快推动上海创新型经济发展，支持各类高成长性企业和研发机构升级打造创新型企业总部，培育壮大更多高能级创新主体，为建设具有全球影响力的科技创新中心提供支撑，现将《上海市创新型企业总部认定和奖励管理办法》印发给你们，请按照执行。

上海のイノベーション型経済の發展推進を加速し、各種高成長型企業および研究開発機関によるイノベーション型企業本部へのアップデートおよび設立を支持し、さらに多くの高機能なイノベーション主体を育成・強化し、グローバル影響力を有する科学技術イノベーションセンターの建設に支援を提供するため、ここに《上海市イノベーション型企業本部認定および奨励管理弁法》を印刷・公布するので、真摯に執行されたい。

特此通知。

特にここに通知する。

上海市发展和改革委员会
上海市财政局
上海市经济和信息化委员会
上海市科学技术委员会
2023年2月1日

上海市發展改革委員會
上海市財政局
上海市經濟情報化委員會
上海市科學技術委員會
2023年2月1日

上海市创新型企业总部认定和奖励管理办法

上海市イノベーション型企業本部
認定および奨励管理弁法

第一章 总则

第一章 総則

第一条 为加快推动上海创新型经济发展，鼓励高新技术企业、专精特新企业、企业技术中心等各类创新主体进一步提高能级，加快打造复合型企业总部，为建设具有全球影响力的科技创新中心提供支撑，制定本办法。

第一条 上海のイノベーション型経済の發展推進を加速し、ハイテク企業・「専精特新」企業（「専門性・精巧性・特色性・斬新性」の特徴を備えた企業のこと）・企業技術センターなどの各種イノベーション主体のさらなるレベル向上を奨励し、複合型企業本部の設立を加速し、グローバル影響力を有する科学技術イノベーションセンターの建設に支援を提供するため、本弁法を制定する。

第二条 本办法所称创新型企业总部，是指聚焦战略性新兴产业重点领域，在本地自主拥有国内外影响力产品或服务的核心知识产权，整体技术水平和创新能力居于行业领先地位，在市场竞争中具有重要优势和高成长发展能力，对地方经济社会发展有重要贡献度或具有龙头带动作用，对其跨地区分支机构（或业务）具有控制权或行使管理权的行业领军企业。

第二条 本弁法でいうイノベーション型企業本部とは、戦略的新興産業の重点分野に立脚し、当地において国内外に影響を与える製品あるいはサービスの核心的知的財産権を自ら有しており、全体の技術レベルおよびイノベーション能力が業界の指導的立場にあり、市場競争力において重要な優位性および高成長に向けた發展能力を備えており、地方経済・社会の發展に対して重要な貢献がある、あるいは主導的かつ模範的な役割を備えている、その地区を跨ぐ分支機構（あるいは業務）に対して支配権を有する、あるいは管理

第三条 重点支持符合国家《战略性新兴产业重点产品和服务指导目录》和《上海市战略性新兴产业和先导产业发展“十四五”规划》明确的重点领域，以及《数字经济及其核心产业统计分类（2021）》规定的数字经济核心产业范围，在我市注册设立的工业企业或服务业企业。有关重点支持领域可根据实际情况进行动态调整。

第二章 组织与认定

第四条 市战略性新兴产业领导小组办公室（以下简称“市战新办”）牵头负责我市创新型企业总部的认定和管理，协调各有关单位做好对创新型企业总部的支持保障工作。

市发展改革委、经济信息化、科技、财政、商务、教育、出入境、人力资源社会保障、住房城乡建设管理、市场监管、知识产权、金融等部门，在各自职责范围内做好对创新型企业总部的支持保障工作。

各区人民政府指定区内相关主管部门牵头做好创新型企业总部的初审转报与资金配套等保障工作。

第五条 申请认定创新型企业总部，应当符合下列条件：

（一）在我市注册的工业企业或服务业企业；资产总额达到2亿元或市值达到20亿元，年度销售收入超过1亿元或最近三年销售收入平均复合增长率达到20%以上；在沪具有研发、销售、结算等复合型总部功能，除本市外拥有两个（含）以上分支机构或对外投资的企业。

（二）主要产品或服务属于国家《战略性新兴产业重点产品和服务指导目录》和相关规划重点领域，以及《数字经济及其核心产业统计分类（2021）》核心产业范围。

（三）年度研发费用占销售收入比例在5%以上（软件和信息服务、集成电路设计、生物医药研发外包等服务业企业为10%以上），或年度研发费用

権を行使する業界のリーダー企業を指す。

第三条 国家の《戦略的新興産業重点製品およびサービス指導目録》および《上海市戦略的新興産業および先進的産業発展「十四五」計画》が明確化した重点分野、ならびに《デジタル経済およびその中核産業統計分類（2021）》に規定するデジタル経済中核産業の範囲に合致し、本市において登録・設立した工業企業あるいはサービス企業を重点的に支援する。関連重点支援分野は、実際の状況に応じて動態調整を行うことができる。

第二章 組織および認定

第四条 市戦略的新興産業指導グループ弁公室（以下、市戦略弁公室）は、本市のイノベーション型企業本部の認定および管理について主導的な責を負い、各関連単位のイノベーション型企業本部に対する支援保障業務に協力する。

市の発展改革・経済情報化・科学技術・財政・商務・教育・出入国・人力资源社会保障・住宅都市農村建設管理・市場監督管理・知的財産権・金融などの部門は、各自の職責の範囲内でイノベーション型企業本部の支援保障業務を適切に行う。

各区人民政府指定区内の関連主管部門は、イノベーション型企業本部の一次審査の報告転送および資金連動などの保障業務の適切な実施を主導する。

第五条 イノベーション型企業本部の認定を申請する場合、下記の条件に合致しなければならない：

（一）本市に登録する工業企業あるいはサービス企業である；資産総額が2億元に到達している、あるいは市場価格が20億元に到達しており、年間売上高が1億元を超過する、あるいは直近3年の売上の年平均成長率（CAGR）が20%以上に到達している；上海において研究開発・販売・決済などの複合型本部機能を有しており、本市以外に2つ以上（2つを含む）分支機構あるいは対外投資の企業を有している。

（二）主要製品あるいはサービスが国家の《戦略的新興産業重点製品およびサービス指導目録》および関連計画重点分野、ならびに《デジタル経済およびその中核産業統計分類（2021）》の中核産業の範囲に属している。

（三）年間研究開発費用の売上高に占める比率が5%以上（ソフトウェアおよび情報サービス・集積回路設計・バイオ医薬の研究開発アウトソー

<p>总额超过5000万元，其中，在境内发生的研发费用占全部研发费用的比例不低于60%；年度研发人员占从业人员比例达到10%以上（软件和信息服务、集成电路设计、生物医药研发外包等服务业企业为20%以上），或年度研发人员总数达到100人以上。</p> <p>（四）在沪拥有主要产品或服务的核心知识产权，包括发明专利、集成电路布图设计专有权、软件著作权等15项以上，或创新药、具有较高技术含量的改良型新药、创新二类或三类医疗器械的产品注册证书等。</p> <p>（五）已获得以下认定之一并仍在有效期之内的优先：高新技术企业、专精特新企业、国家和上海市企业技术中心、技术创新示范企业、上海市专利工作示范企业。</p> <p>（六）部分指标未达到但总体符合以上基本条件，对经济社会发展作出突出贡献，或具有突出行业影响力和带动作用的企业，经市政府同意后可作为特殊情况研究纳入。</p> <p>第六条 申请认定创新型企业总部应当提交以下材料：</p> <p>（一）企业法定代表人签署的申请书（原件加盖公章），申请书内容包括企业基本信息，包括本企业和所投资企业情况，资产、营收、纳税及员工人数情况；</p> <p>（二）企业上年度审计报告和纳税证明（复印件加盖公章）；</p> <p>（三）本企业和所投资企业营业执照等相关材料（复印件加盖公章）；</p> <p>（四）发明专利、集成电路布图设计专有权、软件著作权等知识产权文件，药品、医疗器械产品注册证书等创新成果文件（复印件加盖公章）；</p> <p>（五）其他需要说明或者证明的材料。</p>	<p>シングなどのサービス業企業の場合は10%以上)である、あるいは年間研究開発費用の総額が5,000万元を超過しており、このうち、国内で発生した研究開発費用の全研究開発費用に占める比率が60%を下回らない；年間の研究開発者の従業員に占める比率が10%以上（ソフトウェアおよび情報サービス・集積回路設計・バイオ医薬の研究開発アウトソーシングなどのサービス業企業の場合は20%以上）に到達している、もしくは年間研究開発者の総数が100人以上である。</p> <p>（四）上海において主要製品あるいはサービスの中核的知的財産権を有している、これには発明の特許・集積回路の回路配置設計の特許権・ソフトウェア著作権など15項目以上、あるいは革新的な医薬品・比較的高い技術含有量を有する改良型新薬・イノベーション二類あるいは三類医療機器の製品登録証書などを含む。</p> <p>（五）以下の認定のいずれかを取得しており、かつ有効期間内である場合、優先する：ハイテク企業・「专精特新」企業・国家および上海市企業技術センター・技術イノベーション模範企業・上海市特許業務・特許業務模範企業。</p> <p>（六）一部指標が到達していないが、全体として以上の基本条件に合致しており、経済社会の発展に対する貢献が突出している、あるいは業界に対する影響力および先導的役割が突出している企業について、市政府の同意を受けた後、特殊な状況として研究・組み入れることができる。</p> <p>第六条 イノベーション型企業本部への認定を申請する場合、以下の資料を提出しなければならない：</p> <p>（一）企業の法定代表人が署名した申請書（原本に公章を押印）、申請書の内容は企業の基本状況であり、これには当該企業および投資先企業の状況・資産・営業収入・納税および従業員数の状況を含む；</p> <p>（二）企業の前年度の監査報告および納税証明（写しに公章を押印）；</p> <p>（三）当該企業および投資先企業の営業許可証などの関連資料（写しに公章を押印）；</p> <p>（四）発明の特許・集積回路の回路配置設計の特許権・ソフトウェア著作権などの知的財産権の文書、薬品・医療機器製品の登録証書などのイノベーション成果に関する文書（写しに公章を押印）；</p> <p>（五）その他の説明あるいは証明が必要な資料。</p>
--	---

第七条 创新型企业总部的认定，按以下程序进行：

（一）企业向注册所在区主管部门提出申请，按要求提交相关材料。

（二）区主管部门在申报材料齐全后10个工作日内进行初审，并将初审意见由各区报送市战新办。

（三）市发展改革委按照认定条件定期组织对相关申请进行综合评估，会同市经济信息化委、市科委、市财政局，对符合条件的企业择优提出认定建议，提交市战新办会议审议后，报市政府审定。

（四）获得认定的企业由市战新办批复，统一命名为“上海市创新型企业总部”。

第三章 支持与奖励

第八条 对于符合以下相关条件的创新型企业总部，按照规定可以申请资助和奖励：

（一）对2022年1月1日以后在我市注册或迁入我市，新设法人实体企业的实缴注册资本超过1亿元的创新型企业总部，择优给予最高不超过500万元开办资助。

（二）对符合本条第（一）项条件的创新型企业总部，以不超过1000平方米办公面积、每平方米每天不超过8元的标准，按租金的30%，由相关区给予三年资助；自建办公用房的按上述标准分年度给予资助。

（三）创新型企业总部自2022年1月1日以来年销售收入首次达到5亿元、10亿元、15亿元，并对所在区域新增综合贡献不低于1000万元的，分别给予500万元、300万元、200万元奖励。

上述第（一）（三）项由市、区两级财政按40%、60%分级承担，第（二）项由相关区财政全额承担，市级资金在市战略性新兴产业发展专项资金中安排。已享受其他市级总部相关政策的不再重复奖励。

第七条 イノベーション型企業本部の認定は、以下の手順に基づき行う：

（一）企業が登録所在区の主観部門に申請を提出し、要求に基づき関連資料を提出する。

（二）区の主観部門は、申請資料が揃ってから10営業日以内に一次審査を行い、一次審査意見を各区政府が市戦略弁公室に送信・報告する。

（三）市发展改革委は、認定条件に基づき、定期的に関連申請に対する総合評価を組織し、市経済情報化委・市科委・市财政局と共同で、条件に合致する企業について優秀な企業を選んだうえで認定を提言し、市戦略弁公室会議の審議に提出し、市政府に報告して審査のうえ決定する。

（四）認定を取得した企業は、市戦略弁公室が批准のうえ回答し、「上海市イノベーション型企業本部」として統一的に命名する。

第三章 支援および奨励

第八条 以下の関連条件に合致するイノベーション型企業本部は、規定に基づき資金援助および奨励を申請することができる：

（一）2022年1月1日以降に、当市に登録した、あるいは当市に転入し、法人としての実体のある企業を新設し、払込済登録資本が1億元を超過するイノベーション型企業本部に対して、優秀な企業を選定のうえ最高で500万元を超過しない設立援助を与える。

（二）本条第（一）項の条件に合致するイノベーション型企業本部に対して、オフィスの面積が1,000㎡を超過せず、一日当たり8元/㎡を超過しない基準で、賃料の30%に基づき、関連区が3年の資金援助を与える；オフィスを自己建設する場合、上述の基準に基づき年度毎に資金援助を与える。

（三）イノベーション型企業本部の2022年1月1日以降の年間売上高が5億元・10億元・15億元に初めて到達し、かつ所在区域に対する新規の総合的貢献が1,000万元を下回らない場合、それぞれ500万元・300万元・200万元の奨励を与える。

上述の（一）（三）項は、市・区両レベルの財政で40%・60%に基づきそれぞれ負担し、第（二）項は、関連区の財政で全額負担し、市レベルの資金は、市戦略的新興産業発展特別資金から手配す

上述奖励的市级部分由符合条件的创新型企业总部向注册所在区提出申请，经区主管部门审核后由各区政府报送市战新办。市发展改革委会同市财政局及相关单位组织评估并提出拟支持建议，经市战新办会议审议后报市政府审定。

第九条 对创新型企业总部在创新产品零部件、原材料、基础软件等方面自主研发取得重大突破并实现实际产出的重大项目，符合战略性新兴产业专项资金支持条件的，按有关规定给予30%比例支持，支持金额原则上不高于1亿元。

第十条 支持创新型企业总部申报相关产业优惠利率中长期信贷专项贴息。鼓励符合条件的创新型企业总部设立相关基金并申报市创业投资引导基金、市天使投资引导基金支持。鼓励金融机构为创新型企业总部出台专门金融产品和服务。

第十一条 鼓励创新型企业总部与高校设立各类创新联合体，按照有关规定对符合条件的企业基础研究投入实施加计扣除税收优惠。支持创新型企业总部创建市级工程研究中心，按照有关规定择优挂牌支持，该中心纳入所在区日常管理但不占相关区当年申报名额。

第十二条 支持创新型企业总部创建高价值专利培育中心，对符合知识产权专项资金支持条件的，给予不超过80万元资助。支持创新型企业总部开展专利导航，按照有关规定给予50%比例支持，每项支持金额不超过30万元。

第四章 服务与便利

る。その他の市レベルの本部関連政策をすでに享受している場合、重複する奨励は行わない。

上述の奨励の市レベルの部分は、条件に合致するイノベーション型企業本部が登録所在区に申請を提出し、区の主管部門の審査を受けた後に、各区政府が市戦略弁公室に送信・報告する。市发展改革委は、市财政局および関連単位と共同で評価を行ったうえで支援を提言し、市戦略弁公室会議の審議後に市政府に報告のうえ審査決定する。

第九条 イノベーション型企業本部が、イノベーション製品の部品・原料・基礎ソフトウェアなどの方面の自主研究において重大なブレークスルーを果たし、かつ実際のアウトプットを実現した重大プロジェクトについて、戦略的新興産業特別資金の支援条件に合致する場合、関連規定に基づき 30%の比率に基づき支援するが、支援金額は、原則、1 億元を上回らないものとする。

第十条 イノベーション型企業本部が関連産業優待金利中長期与信特別利息補助を申請することを支持する。条件に合致するイノベーション型企業本部が関連ファンドを設立し、市イノベーション当市先導ファンド・市エンジェル投資先導ファンドの支援を申請することを奨励する。金融機関がイノベーション型企業本部のために専用金融商品およびサービスを打ち出すことを奨励する。

第十一条 イノベーション型企業本部が高等教育機関と各種イノベーション連合体を設立し、関連規定に基づき条件に合致する企業の基礎研究への資金投入に対して追加控除の税収優遇を実施することを奨励する。イノベーション型企業本部が市レベルのエンジニアリング研究センターを創設することを支持し、関連規定に基づき優秀なセンターを選別して支援し、当該センターは所在区の日常管理に組み入れるが、関連区の当年の申請定員を占用しないものとする。

第十二条 イノベーション型企業本部が高価値特許育成センターを創設することを支持し、知的財産権特別資金の支援条件に合致する場合、80 万元を超過しない資金援助を与える。イノベーション型企業本部の特許ナビゲーションを実施することを支持し、関連規定に基づき 50%の比率に基づき支援を与えるが、各支援金額は 30 万元を超過しないものとする。

第四章 サービスおよび利便化

<p>第十三条 对获得认定的创新型企业总部，推荐纳入当年非上海生源普通高校应届毕业生进沪就业重点扶持用人单位名单、人才引进重点机构名单，将该企业核心骨干人才和青年人才纳入市区两级人才公寓重点保障范围，并对该企业符合条件的重点高层次人才实施差异化购房政策。</p> <p>第十四条 对获得认定的创新型企业总部，将其纳入我市科创职业清单；对于企业聘雇并担保的外籍行业高级专业人才，签发长期工作类居留许可，工作满三年后，经企业推荐可以申请在华永久居留。支持将符合条件的创新型企业总部及其进口研发用物品纳入我市生物医药企业（研发机构）和进口研发用物品“白名单”以及张江科学城入境特殊物品试点单位“白名单”，享受相关便利化支持。</p> <p>第十五条 对符合市重大工程标准的创新型企业总部产业化项目，优先纳入市重大工程项目清单予以推进。</p> <p>第十六条 将符合条件的创新型企业总部相关产品，优先纳入我市创新产品推荐目录，享受政府首购等政策；鼓励国有企业、事业单位采用纳入国家和我市重点目录的创新型企业总部有关创新产品。</p> <p>第十七条 鼓励符合条件的生物医药创新型企业总部相关产品申报创新，对于纳入创新通道的产品，相关部门依职责按照“提前介入、专人负责、研审联动、全程指导”加大服务指导力度。</p> <p>第十八条 支持将创新型企业总部纳入我市技术合同认定登记告知承诺审批制实施范围，实现技术合同认定登记快速确认。支持上海技术交易所、国家技术转移东部中心等交易场所和区域转化中心，为创新型企业总部提供本市及长三角创新资源协同、需求对接、技术交易等科技服务。</p>	<p>第十三条 認定を取得したイノベーション型企業本部は、当年の非上海出身一般高等教育機関新卒生上海就業重点支援事業主リスト・人材誘致重点機構リストに推薦かつ列举し、当該企業の中核・中堅人材および青年人材を市・区両レベルの人材公寓重点保障範囲に組み入れ、かつ当該企業の条件に合致する重点ハイレベル人材に対して差別化された住宅購入政策を実施する。</p> <p>第十四条 認定を取得したイノベーション型企業本部に対して、その当市の科学技術イノベーション職業リストに列举する；企業が雇用かつ保証する外国籍の業界ハイレベル専門人材について、長期就業類居留許可を発行し、就労満3年後には、企業の推薦を受けて中国永住を申請することができる。条件に合致するイノベーション型企業本部およびその輸入研究開発用物品を当市のバイオ医薬企業（研究開発機関）および輸入研究開発用物品「ホワイトリスト」、ならびに張江科学城入国特殊物品試行単位「ホワイトリスト」に列举し、関連利便化支援を享受させる。</p> <p>第十五条 市の重大工事基準に合致するイノベーション型企業本部の産業化プロジェクトについて、市重大工事プロジェクトリストに優先的に列举して推進する。</p> <p>第十六条 条件に合致するイノベーション型企業本部の関連製品について、当市のイノベーション製品推薦目録に優先的に列举し、政府初回購入などの政策を享受させる；国有企業・事業単位が国家および当市の重点目録に列举されたイノベーション型企業本部の関連イノベーション製品を採用することを奨励する。</p> <p>第十七条 条件に合致するバイオ医薬のイノベーション型企業本部が関連製品のイノベーションを申告することを奨励し、イノベーションルートに組み入れた製品について、関連部門は、職責に従い「事前介入・選任者による担当・研究-審査の連動・全過程指導」に基づきサービス指導力を強化する。</p> <p>第十八条 イノベーション型企業本部を当市の技術契約認定登記告知承諾審査批准制の実施範囲に組み入れ、技術契約認定登記迅速確認を実現させることを支持する。上海技術取引所・国家技術移転東部センターなどの取引所および地域実用化センターが、イノベーション型企業本部に当市および長江デルタイノベーションの資源協同・ニーズ連動・技術取引などの科学技術サービスを提供することを支持する。</p>
---	--

第十九条 支持对企业在名称登记、办理流程方面加强服务,并开展市场登记“全程网办”,为申领、应用电子营业执照和电子印章提供便利。

第五章 监督与管理

第二十条 市发展改革委同相关部门建立不定期检查机制,对已认定的创新型企业总部进行动态评估,对存在问题的企业提出整改意见并责令限期改正,对不再满足认定条件的企业,经市战新办会议同意后,及时取消其相关资格。

第二十一条 已获得认定的创新型企业总部,应在每年12月底前将本企业运行情况报市发展改革委和区主管部门。企业发生更名、分立、合并、重组以及与认定条件有关的重大变化,应在两个月内向区主管部门报告,由区主管部门报市发展改革委。

第二十二条 对于已获得认定的创新型企业总部,有下列行为之一的,取消其认定资格并收回相关资金:

- (一) 申报认定或申请有关资助和奖励过程中存在严重弄虚作假行为;
- (二) 发生重大安全、重大质量事故或有严重失信行为;
- (三) 未按期报告有关重大变化情况,或累计两年未报送企业运行情况。

本办法自2023年3月1日起施行,有效期至2028年2月29日。各区、各相关部门可根据本办法出台配套政策或实施细则。临港新片区创新型企业总部认定申请由临港新片区管委会负责初审转报,资助奖励资金渠道参照临港跨国公司地区总部资助奖励资金渠道安排。

第十九条 企業に対する名称登記・手続きフローの方面のサービス強化を支持し、市場登記「全過程オンライン手続き」を行い、電子営業許可証の申請受領・応用および電子印章に便宜を図る。

第五章 監督および管理

第二十条 市发展改革委は、関連部門と共同で不定期検査メカニズムを構築し、認定済のイノベーション型企業本部に対して動態評価を行い、問題のある企業に対して是正意見を提出し、かつ期限内の是正を命じ、認定条件を満たさなくなった企業に対して、市戦略弁公室会議の同意を受けて、その関連資格を適時取り消す。

第二十一条 認定を取得したイノベーション型企業本部は、毎年12月末までに当該企業の運営状況を市发展改革委および区の主管部门に報告しなければならない。企業に、名称変更・分割・合併・再編および認定条件に関わる重大な変化が生じた場合、2ヶ月以内に区の主管部门に報告しなければならない。区の主管部门が市发展改革委に報告する。

第二十二条 認定を取得したイノベーション型企業本部に、下記の行為のいずれかがある場合、その認定資格を取り消したうえで関連資金を回収する:

- (一) 認定申請あるいは関連資金援助および奨励申請の過程において重大な虚偽行為があった;
- (二) 重大な安全面・品質面での事故あるいは重大な信用喪失行為が発生した;
- (三) 期限通りに関連重大変化状況を報告していない、あるいは累計2年に渡り企業の運営状況を報告していない。

本弁法は、2023年3月1日より施行し、有効期限は2028年2月29日までとする。各区・各関連部門は、本弁法に基づき付帯政策あるいは実施細則を公表することができる。临港新エリアのイノベーション型企業本部の認定申請は、临港新エリア管理委員会が一次審査の報告を担い、資金援助・奨励資金ルートは、临港多国籍企業地域本部の資金援助・奨励用の資金ルートを参照して手配する。